

追加・修正箇所は朱書き・下線しています。

【参考】新型コロナウイルス感染防止に係る  
令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考Q & A（見え消し版）

令和4年1月25日公表

令和4年2月9日更新

大分県教育庁特別支援教育課

＜令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考に係る新型コロナウイルス感染症に  
対応した学力検査等実施のガイドライン 関係＞

Q1 (2.(1)④関係)

別室検査室で受検する場合、1人での受検を希望できますか？

できません。AからEの別室検査室の種類ごと、該当する他の受検者とともに受検して頂くこととなります（結果として1人での受検となる場合もあります）。

なお、体調不良者検査室で受検できる受検者は、健康状態チェックリストで受検不可に該当しないものの、何らかの症状があり、別室受検を希望する受検者です。

Q2 (2.(1)④関係)

「別室検査室Eのマスク着用が困難な受検者については、1室につき、受検者1人とする。」とありますが、マスク着用が困難な受検者が複数名いた場合はどうなるのですか？

原則、1室につき、受検者1人としています。万一、同一学校で複数名いた場合は、該当受検者は同室での受検対応とします。ただし、その他の配慮・特例措置対象者（マスクを着用している受検者）とは部屋を分けることとします。

Q3 (2.(1)⑩関係)

「引率者、保護者については、「健康状態チェックリスト」の提出を求めるとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら氏名や連絡先などを把握すること。」とありますが、具体的にはどのような情報ですか？

例として、引率者の場合は「引率者職・氏名」、「所属中学校（特別支援学校中学部。以下「中学部」とする。）」、「連絡先（携帯電話等電話番号）」を、保護者の場合は「保護者氏名」、「受検者氏名・受検番号・在籍中学校（中学部）」、「連絡先（携帯電話等電話番号）」があります。

なお、お預かりした情報は、来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合がありますので、予めご了承ください。

**Q 4 (2. (2) ①関係)**

「平熱が37.5℃以上ある生徒が受検する場合、当該中学校長及び特別支援学校長は、証明するための医療機関作成の診断書または日頃の平熱を証明する書類を校長が作成して、あらかじめ志願先特別支援学校に連絡し、通常の検査室での受検承諾を得ることとする。」とありますが、様式はありますか？

様式は設けていません。新型コロナウイルス感染症対策として、中学校（中学部）でも日常的に検温・体調チェックを実施しており、何らかの確認を行っていることと承知しています。この場合、医師の診断による証明を根拠としていると考えておりますが、令和4年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考においても、同様に平熱が37.5℃以上であることを証明してください。

医療機関による診断がない場合は、「当該生徒の平熱は〇〇℃であるが、新型コロナウイルス感染症対策を行う平素の学校生活において支障はありません。」というような証明を、中学校及び特別支援学校長よりしてください。

**Q 5 (2. (2) ③関係)**

着用するマスクの種類に制限はありますか？

英文字や地図等がプリントされているものや、他の受検者へ影響を及ぼす機能のついたマスク（空気清浄機能付きマスク等）は着用できません。なお、これらのマスクを着用している場合は、特別支援学校で用意している予備のマスクに取替をお願いします。なお、メーカーのロゴ等の英文字は使用可とします。

**Q 6 (2. (2) ⑤関係)**

「無症状の濃厚接触者」の定義は、健康状態チェックリストのいずれの症状もないことを指すということですか？

健康状態チェックリストにある症状のほか、頭痛、鼻水、鼻づまり、くしゃみ等その他の風邪様症状を全て含めて無症状である必要があります。

なお、別室（無症状の濃厚接触者検査室）での受検を希望する場合は、4. ③のとおり、あらかじめ中学校及び特別支援学校長より受検先特別支援学校に連絡をしてください。

**Q 7 (2. (2) ⑤関係)**

無症状の濃厚接触者が受検するためには公共交通機関を使用せずに検査場に行くことを要しますが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものがありますか？

自家用車、レンタカー等での保護者・親戚・知人による送迎、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、水上タクシーについて、ガイドライン2. (2) ⑤のCに示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫防止対策、換気、助手席に座らないこと等）。
- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

**Q 8 (2. (2) ⑤関係)**

検査当日、保健所において濃厚接触者かどうか確認中の受検者については、受検することはできますか？

濃厚接触者と特定されていない場合は、検査当日も無症状であることを確認の上、通常どおり受検することができます。

なお、検査中に濃厚接触者と特定された場合は、初期スクリーニングが必要となるため、次の検査より受検することができません。追検査の申請を行ってください。

ただし、Q18において、行政検査の結果が得られない状況にあり、かつ抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受検が可能です。

**Q 9 (3. ③関係)**

学級閉鎖等が実施されている場合、受検はできますか？

受検可否は、受検者個人が3. ③に該当するか否かで決まります。学級閉鎖等は、受検可否の条件ではありません。よって、学級閉鎖等が実施されていても、「受検できない者」に該当しない場合は受検可能です。

**Q10 (3. ④関係)**

健康状態チェックリストを忘れた場合、どうすればよいですか？

受検先特別支援学校で申請して新たな用紙をもらい、当日の体調について記入し、提出してください。また、自宅で検温していない場合も、受検先特別支援学校で申請して検温を受けてください。

**Q11 (3. ④関係)**

「37.5℃までの熱はないものの発熱症状があるなど、体調がすぐれない受検者についても、在籍する（在籍していた）中学校（中学部）に申し出る」とありますが、受検はできるのですか？

健康状態チェックリストで受検不可に該当しない場合は受検が可能で、追検査の受検資格対象者とはなりません。中学校（中学部）の先生と相談し、体調不良者検査室での受検を希望する場合は、受検先特

別支援学校に連絡してください。

**Q12 (3. ④関係)**

検査場に到着してから発熱・咳等の症状があるなど、体調不良になった場合はどうすればよいですか？

検査場に到着してから発熱・咳等の症状があるなど、体調不良になった場合は、引率の中学校(中学部)の先生や受検先特別支援学校の担当者に申し出て、指示に従ってください。健康状態チェックリストに基づき症状等を確認後、追検査受検の申請をしてもらうことがあります。

**Q13 (3. ⑤関係)**

「面接官への礼儀という理由からマスクを外す必要はない。」とありますが、マスクを外す場面は昼食以外にはないですか？

集合時や面接開始時等、本人確認のためマスクを外す又は下にずらすよう指示されることがあります。その時は、指示に従ってください。

**Q14 (3. ⑥関係)**

「検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。」とありますが、持参する上着の色などに制約はありますか、また検査中の着用は可能ですか？

防寒着等の上着の色に制約はありません。着用は、休憩時間を想定しています。体調不良等のために、検査時間中にも着用したい場合は、受検先特別支援学校で申し出てください。この場合は、英文字等がプリントされたものは避けてください。

検査室では暖房運転しながら、換気も行います。検査時間中は温度管理を行いますが、休憩時間は換気を優先しますので、窓を全開にするなどの対応を予定しています。

**Q15 (3. ⑥関係)**

昼食時間以外の休憩時間に飲食してもよいですか？

休憩時間の飲食については、水分補給や薬の服用等の必要最小限としてください。また、その間は、他者との接触、会話は特に控えるとともに、とり終えた後は、速やかにマスクを正しく着用(鼻と口の両方を確実に覆う)してください。

**<新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考追検査実施要項 関係>**

**Q16 (1.(6)関係)**

「追検査申請者が、出願先特別支援学校に限り、第二次入学者選考に出願し、受検することもできる。」とありますが、新たに志願書類等を志願先の特別支援学校へ提出する必要がありますか？

追検査申請者が第二次入学者選考に出願し、受検する場合には新たに志願書類等を志願先の特別支援学校へ提出する必要があります。令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考実施要項に沿って手続きをしてください。

令和4年2月9日追加

**<令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考に係る新型コロナウイルス感染症に対応した学力検査等実施のガイドライン 関係>**

**Q17 (2.(2)⑤関係)**

オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしない場合は受検可能ですか？

特定を行わないこととした自治体の受検者は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受検することが可能です。ただし、受検当日も無症状であることを必須とし、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

**Q18 (2.(2)⑤関係)**

新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受検者は受検できないのですか。

行政検査の結果が得られない場合、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受検が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受検が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q17、Q18 に関する参考資料)

